

療養費(あとから払い戻しが受けられる場合)

次のような場合で、医療費の全額を支払ったときは、保険適用分の7割(退職被保険者は7割、6歳未満の乳幼児は(注1)10割)が申請により支給されます。

こんなとき	手続きに必要なもの
やむを得ず保険証を持たずに治療を受けたとき	診療内容の明細書 領収書・印章・保険証 世帯主の預金通帳
生血を輸血したとき	医師の診断書(意見書) 血液提供者の領収書 輸血用生血液受領証明書 印章・保険証 世帯主の預金通帳
コルセット・ギブスなどの補装具を購入したとき	医師の診断書(意見書) 領収書 印章・保険証 世帯主の預金通帳
医師の同意または指示で、はり・きゅう・マッサージなどの施術を受けたり、骨折やねんざで保険診療を取り扱っていない接骨院で治療を受けたりしたとき	医師の同意書 明細な領収書 印章・保険証 世帯主の預金通帳
海外渡航中に病気やけがの治療を受けたとき	医師の診療内容明細書 領収明細書 印章、保険証、世帯主の預金通帳 、 が外国語で作成されている場合は、日本語の翻訳文を添付

< 申請の方法 >

申請用紙は市役所国保係窓口(市役所1階 番窓口)に置いてありますが、申請事由によって提出していただく書類が異なります。保険証、世帯主の郵便局以外の口座番号が必要です。

< 支給方法 >

申請した月の2ヶ月後の下旬くらいに指定の口座に振り込みます。

申請手続き(国保の場合)

申請窓口 市役所国保年金課国保係 (電話75 - 1111 内線234)